

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案の概要

1. 背景・趣旨

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底が位置づけられ、その取組の一環としてレジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すことを目指す旨が記載された。その実現のため、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号。以下「省令」という。）において、プラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進するための事業者の取組として、プラスチック製買物袋を有償で提供することを規定する等の措置を講じる。

2. 改正の概要

(1) プラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進するための事業者の取組

プラスチック製の買物袋の排出の抑制を促進するための事業者の取組として、プラスチック製買物袋（範囲は（2）参照）を有償で提供することを規定する（省令第2条第1項）。

※現行省令第2条第1項では、小売業に属する事業者が商品の販売に当たり、①容器包装を有償で提供すること、②商品購入の際に容器包装を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること、③繰り返し使用可能な買物袋（例：マイバッグ）等を提供すること、④容器包装の要否について消費者に確認すること等により排出抑制を促進することを求めているところ、今回の省令改正によりプラスチック製の買物袋については①の取組を必須とすることによって一層の排出抑制を促進することとするもの。

(2) プラスチック製の買物袋の範囲

改正省令における「プラスチック製の買物袋」は、消費者が商品を購入した際に商品を持ち運ぶために用いる、持手があるものであって、次の①～③まで以外のものとする（省令第2条第1号から第3号）。

- ① 繰り返し使用が可能な、50マイクロメートル以上の厚さのもの（第1号）
- ② 袋に含まれるプラスチックの重量に占める海洋生分解性プラスチックの重量の割合が10%であるもの（第2号）
- ③ 袋に含まれるプラスチックの重量に占めるバイオマスプラスチックの重量の割合が25%以上のもの（第3号）

3. 施行期日等

官報掲載日： 令和元年12月27日（予定）

施行期日（改正省令の施行の日）： 令和2年7月1日（予定）